

平成24年11月30日

# プレゼンテーション資料

警察庁交通局

# 今回の諮問のきっかけとなった悪質な交通事故と警察の交通行政との関係

	栃木県鹿沼市におけるクレーン車による小学生多数が被害者となる交通事故 (平成23年4月18日発生)	愛知県名古屋市におけるブラジル人による飲酒・無免許死亡ひき逃げ事件 (平成23年10月30日発生)	京都府亀岡市における小学生等多数が被害者となる交通事故 (平成24年4月23日発生)
運転者の免許の有無		無免許	無免許
運転者が一定の症状を呈する病気か否か	該当		
事故時の意識状態	てんかんの発作による意識障害		居眠り
基本的な交通規制の遵守状況		一方通行を逆走	

# これらの事故を踏まえた上での 説明事項

- 運転免許制度の概要
- 一定の症状を呈する病気等に係る  
運転免許制度の在り方に関する提言
- 警察による交通規制の概要

# 第1 運転免許制度の概要

# 1 運転免許制度の概要

## (1) 運転免許制度の意義（第64条、第84条）

- 自動車等の運転は、それ自体危険を伴う行為であり、安全に運転するためには一定の技能と知識を必要とすることから、一般的にはこれを禁止し、一定の基準により運転の資格を有する者のみに自動車等の運転を認め、無資格者の運転を禁じる制度

※ 道路交通法（昭和35年法律第105号）

（運転免許）

第84条 自動車及び原動機付自転車（以下「自動車等」という。）を運転しようとする者は、公安委員会の運転免許（以下「免許」という。）を受けなければならない。

（無免許運転の禁止）

第64条 何人も、第84条第1項の規定による公安委員会の運転免許を受けないで（（中略）運転免許の効力が停止されている場合を含む。）、自動車又は原動機付自転車を運転してはならない。

# 1 運転免許制度の概要

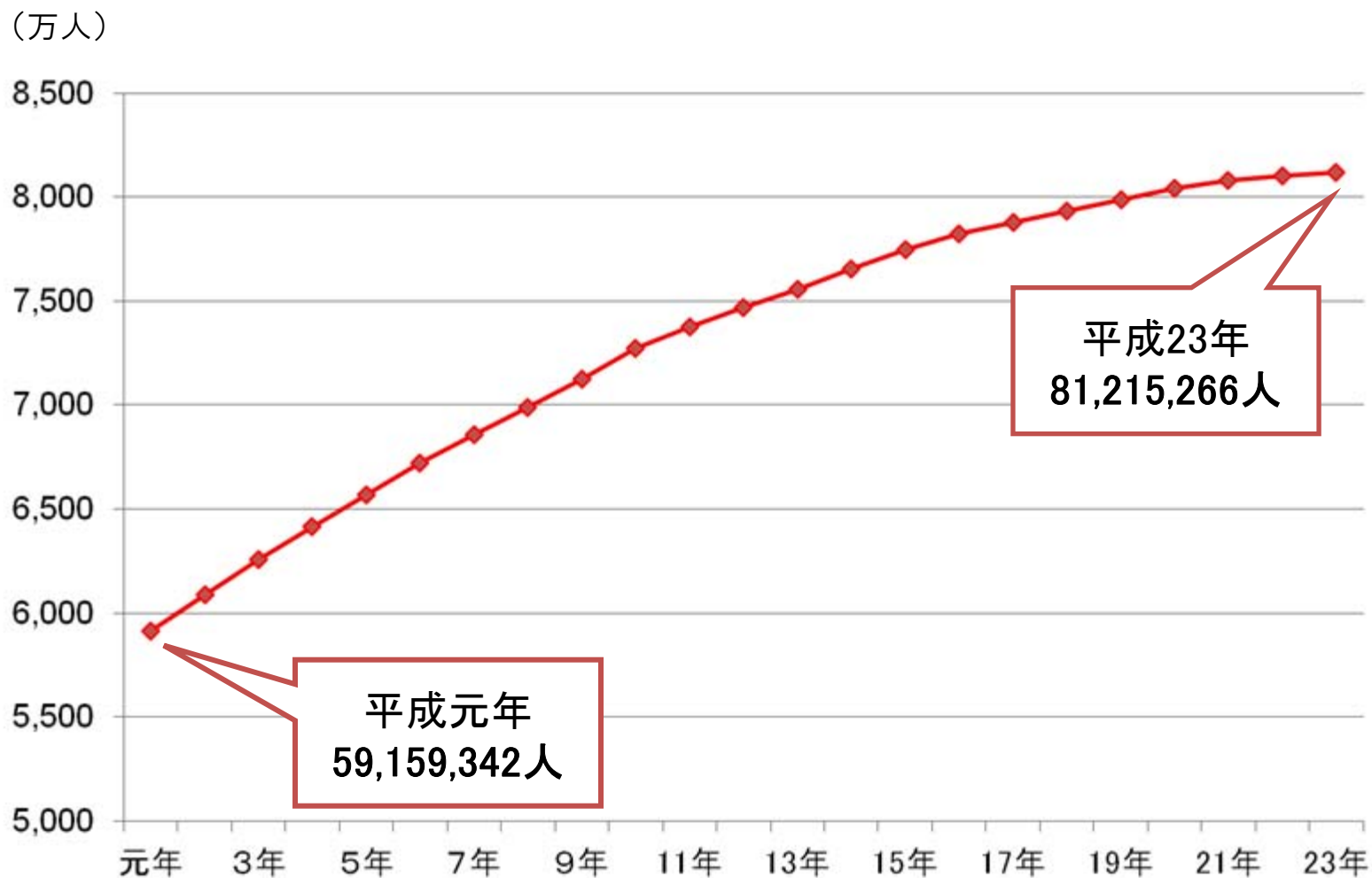
## (2) 運転免許の区分・種類

区分	第一種免許	第二種免許 <sup>(*)</sup>	仮免許
種類	大型免許	大型第二種免許	大型仮免許
	中型免許	中型第二種免許	中型仮免許
	普通免許	普通第二種免許	普通仮免許
	大型特殊免許	大型特殊第二種免許	
	大型二輪免許	牽引第二種免許	
	普通二輪免許		
	小型特殊免許		
	原付免許		
	牽引免許		

\* 旅客を運送する目的で旅客自動車を運転する場合に必要とされる免許

# 1 運転免許制度の概要

## (3) 運転免許保有者の推移



# 1 運転免許制度の概要

## (4) 国際運転免許証等

### ○ 国際運転免許証

道路交通に関する条約締約国(\*)の発給した国際運転免許証を所持する者は、免許を受けていなくても、本邦に上陸した日から起算して1年間、当該国際運転免許証に係る自動車等を運転できることとするもの(法第107条の2)。

\* 95カ国2地域

### ○ 外国運転免許証

国際運転免許証を発給していない国であって、我が国と同水準の運転免許制度を有すると認められる国(\*)の発給した免許証を所持する者は、免許を受けていなくても、本邦に上陸した日から起算して1年間、当該免許証に係る自動車等を運転できることとするもの(同)。

\* 5カ国1地域



# 1 運転免許制度の概要

## (5) 無免許運転等に対する罰則

- 無免許運転又は国際運転免許証等を所持しないでの運転に対する罰則は、「1年以下の懲役又は30万円以下の罰金」
- 免許証を不正に取得した場合についても同様

※ 道路交通法（昭和35年法律第105号）

第117条の4 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- 二 （中略）車両等を免許を受けないで（法令の規定により免許の効力が停止されている場合を含む。）又は国際運転免許証等を所持しないで（第88条第1項第2号から第4号までのいずれかに該当している場合、又は本法に上陸した日から起算して滞在期間が1年を超えている場合を含む。）運転した者
- 四 偽りその他不正の手段により免許証又は国外運転免許証の交付を受けた者

# 1 運転免許制度の概要

## (6) 無免許運転の取締り件数・免許証の不正取得の検挙件数

### ○ 無免許運転の取締り件数（平成19～23年）

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
件数	48,607	40,087	36,817	33,832	31,603
増減数	-7,697	-8,520	-3,270	-2,985	-2,229

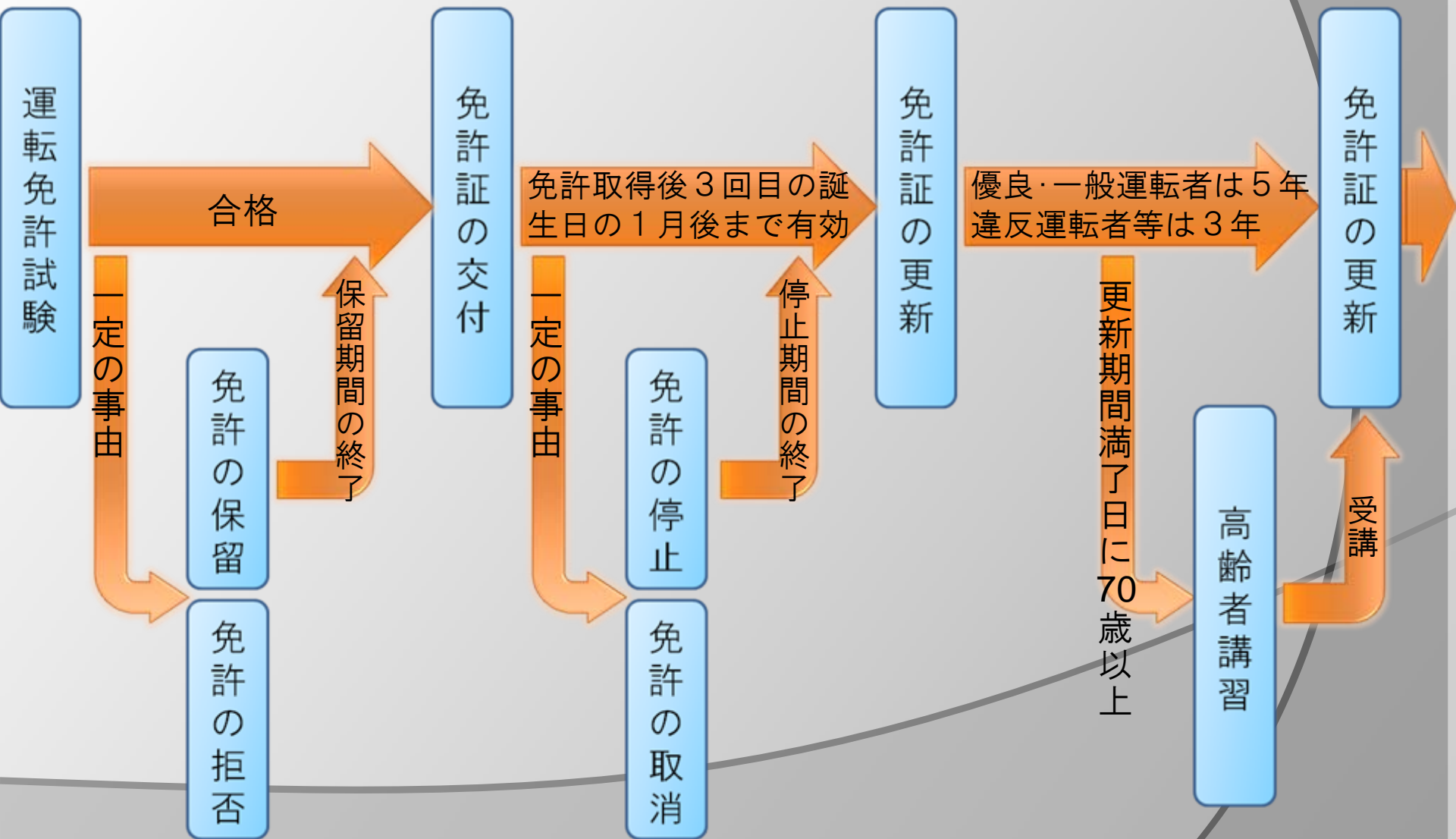
※ 増減数は前年比の値

### ○ 免許証の不正取得の検挙件数（平成21～23年）

平成21年	平成22年	平成23年
11	14	8

## 2 運転免許行政の概要

### (1) 運転免許行政の流れ



## 2 運転免許行政の概要

### (2) 運転免許の取得

- 免許を受けようとする者は、公安委員会の行う運転免許試験(\*)を受けなければならない。

(法第89条第1項)

\* 運転免許試験の方法

- ・ 適性試験～視力、色彩識別能力、深視力、聴力及び運動能力に関する試験
- ・ 学科試験
- ・ 技能試験～指定自動車教習所の卒業者については免除

- また、公安委員会は、運転免許試験に合格した者に対し、免許を与えなければならない。

ただし、一定の事由に該当する者については、免許を与えず、又は保留することができる。

(法第90条第1項等)

## 2 運転免許行政の概要

### (3) 運転免許の停止・取消し

- 免許を受けた者が、一定の事由に該当することとなったときは、公安委員会は、その者の免許を取り消し、又は運転免許の効力を停止（6月以内）することができる（法第103条第1項等）。

### (4) 免許証の更新

- 公安委員会は、免許証の有効期間の更新を受けようとする者が、適性検査の結果から判断して、自動車等を運転することが支障がないと認めたときは、当該免許証の更新をしなければならない（法第101条第5項）。

\* 適性検査の科目

- ・ 視力、深視力、聴力及び運動能力

## 2 運転免許行政の概要

### (5) 運転免許の拒否・保留又は停止・取消し事由

○ 一定の症状を呈する病気（\*）にかかっている者

\* 幻覚の症状を伴う精神病、発作により意識障害・運動障害をもたらす病気その他自動車等の運転に支障を及ぼすおそれがある病気のうち一定のもの

○ 認知症である者

○ アルコール、麻薬等の中毒者

○ 自動車等の運転に関し道路交通法に違反する行為等をした者

○ 自動車等の運転者を唆して重大な違反をさせる行為等をした者

○ 道路外で自動車等により人を死傷させる行為をした者

等

## 2 運転免許行政の概要

### (6) 運転免許の行政処分件数（平成19～23年）

	取消し	停止				拒否	保留
		長期 (※)	中期 (60日)	短期 (30日)	計		
19年	50,176	116,100	118,975	448,733	683,808	515	1,837
20年	39,971	93,713	101,586	381,922	577,221	392	1,581
21年	42,193	81,759	90,626	361,427	533,812	315	1,435
22年	50,375	70,239	81,893	323,348	475,480	284	1,302
23年	46,379	61,337	72,914	292,095	426,346	228	1,255

※ 90日、120日、150日又は180日

## 第2 一定の症状を呈する病気等に 係る運転免許制度の在り方に関 する提言



# 1 一定の症状を呈する病気等に係る運転免許制度の現状 (1)

## 一定の病気

- ・ 統合失調症
  - ・ てんかん
  - ・ 再発性の失神
  - ・ 無自覚性の低血糖症
  - ・ そううつ病
  - ・ 重度の眠気 of 症状を呈する睡眠障害
  - ・ その他運転に支障のあるもの
- ・ 認知症
- ・ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒

## 相対的欠格事由 (※)

個々人の病気の症状により、免許の可否等を決定する

(例) てんかん

発作が再発するおそれがないもの

発作が再発しても意識障害及び運動障害がもたらされないもの

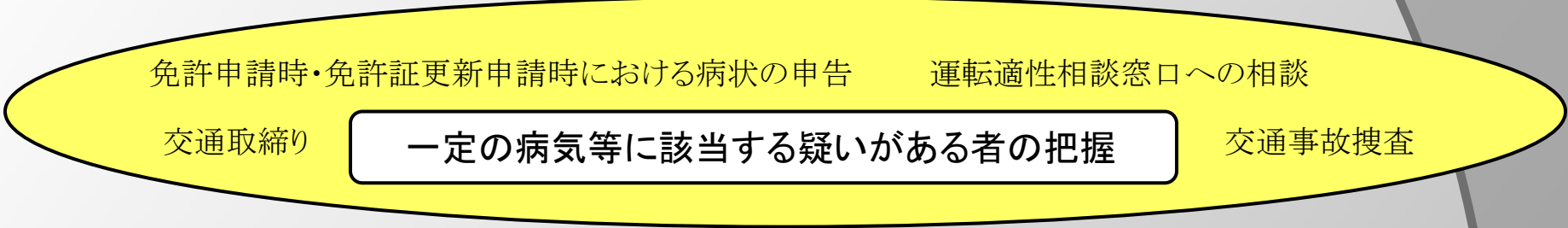
発作が睡眠中に限り再発するもの

免許は  
取得可能

※平成13年道路交通法改正により、絶対的欠格事由とされていた病気等について相対的欠格事由に変更された。

# 1 一定の症状を呈する病気等に係る運転免許制度の現状 (2)

## 一定の病気等に係る運転免許手続の流れ



臨時適性検査の通知(道路交通法第102条第6項)

代替  
(第102条第7項ただし書)

主治医の診断書の提出

一定の病気等に該当しないと認められる旨の医師の意見

一定の病気等に該当すると認められる旨の医師の意見

臨時適性検査の実施(専門医の診断の実施)

一定の病気等に該当するとの検査結果

一定の病気等に該当しないとの検査結果

聴聞、弁明の機会付与

免許継続容認

運転免許の取消し等

免許継続容認

# 1 一定の症状を呈する病気等に係る運転免許制度の現状 (3)

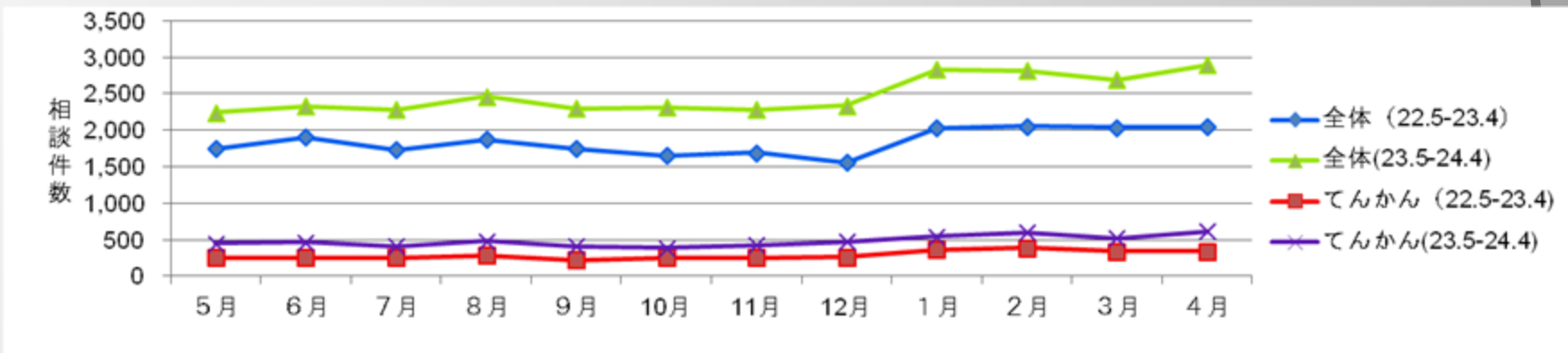
## ○一定の病気等に係る免許取消処分件数

	統合失調症	てんかん	再発性の失神	低血糖症	そううつ病	睡眠障害	その他病気	認知症	アルコール中毒	薬物中毒	受検拒否等	合計
平成19年	58	167	3	1	15	0	53	162	4	0	1	466
平成20年	69	191	1	3	13	1	58	161	10	0	1	509
平成21年	54	190	5	4	5	1	53	226	3	0	3	551
平成22年	70	172	5	5	6	3	55	349	3	0	2	672
平成23年	76	292	10	1	9	2	71	438	6	0	1	906

※ 表の数値は、各都道府県警察からの年報に基づく。

※ 「受検拒否等」は、受検拒否、命令違反、臨適通知をいう。

## ○一定の病気等に係る運転適性相談受理件数



		5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	合計
22.5-23.4 通達 (※)前	全 体	1,744	1,905	1,729	1,873	1,750	1,649	1,692	1,561	2,032	2,055	2,039	2,043	22,072
	てんかん	255	253	251	285	221	253	258	261	363	386	338	340	3,464
23.5-24.5 通達 (※)後	全 体	2,242	2,325	2,287	2,460	2,297	2,313	2,287	2,337	2,832	2,819	2,688	2,900	29,787
	てんかん	448	468	409	482	412	388	424	475	545	600	519	619	5,789

※ 平成23年5月9日付交通局長通達「一定の病気にかかっている者等に係る運転免許手続及び事故捜査における留意事項について」(栃木県鹿沼市における事故を受けて、運転適性相談の確実な実施等について指示したもの。)

## 2 有識者検討会の開催に至る背景

### 【栃木県鹿沼市】

#### 小学生多数が被害者となる交通事故

- ・平成23年4月18日発生
- ・死者6名
- ・意識障害を伴う発作を起こす持病を有する被疑者が大型特殊自動車（クレーン車）を運転中に持病の発作により意識を喪失し、歩道上の登校中の小学生の列に当該大型特殊自動車（クレーン車）を突入させたもの

（新聞記事）

（新聞記事）

### 3 有識者検討会の概要

鹿沼事故等を踏まえ、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれのある一定の病気等に係る運転免許制度の在り方について、有識者により構成される検討会を設置。

#### 委員構成

座長	藤原 静雄	中央大学法科大学院教授
委員	大久保 恵美子	公益社団法人被害者支援都民センター理事
委員	木村 光江	首都大学東京法科大学院教授
委員	菰田 潔	自動車評論家
委員	高芝 利仁	弁護士
委員	辻 貞俊	産業医科大学神経内科学教授
委員	細川 珠生	政治ジャーナリスト
委員	三上 裕司	社団法人日本医師会常任理事

(敬称略、五十音順)

#### 主な検討課題

- 1 自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれのある一定の症状を有する者を的確に把握するための方策について
  - 病状等の虚偽申告に対する罰則整備の可否
  - 医師等による通報制度導入の可否
- 2 一定の症状の申告を行いやすい環境の整備方策について
  - 運転免許再取得時における試験の一部免除制度等導入の可否
- 3 病状が判明するまでの間における運転免許の取扱いについて
  - 病状が判明するまでの間における暫定的な免許の効力の停止制度導入の可否

等

## 4 有識者検討会の開催状況

### 第1回(6月5日)

- 一定の病気等に係る運転免許制度の現状等に関する事務局説明
- 関係団体に対するヒアリングの実施(鹿沼児童6人クレーン車死亡事故遺族の会、社団法人日本てんかん協会)

### 第2回(6月26日)

- 一定の症状を有する者を的確に把握するための方策に関する論点(自己申告による把握方法)
- 一定の症状の申告を行いやすい環境の整備法策に関する論点(再取得時の試験の一部免除)

### 第3回(7月26日)

- 一定の症状を有する者を的確に把握するための方策に関する論点(自己申告以外の把握方法)
  - ・ 外国における一定の病気等に係る運転免許制度(通報制度)

### 第4回(8月28日)

- 病状が判明するまでの取扱いについて
- 制度運用上の改善事項について

### 第5回(9月19日)

- 提言案の検討
- 関係学会等に対するヒアリング実施状況に関する事務局説明

### 第6回(10月16日)

- 提言のとりまとめ
- 関係学会等に対するヒアリング実施結果に関する事務局説明

有識者検討会は、本年6月から10月までに計6回開催され、同月25日に「一定の症状を呈する病気等に係る運転免許制度の在り方に関する提言」が国家公安委員会委員長に提出された。

## 5 一定の症状を呈する病気等に係る運転免許制度の在り方に関する提言の概要（1）

一定の症状を有する者を的確に把握するための方策（1）

### 症状等の虚偽申告に対する罰則の整備

結論：運転に支障を及ぼす症状について虚偽の申告をした者に対する罰則の整備が必要

○交通事故を未然に防止するためには、虚偽の症状等申告を行った者に対しては罰則の対象とする制度改正を行い、適正に申告している者との均衡を図るとともに、以後の正しい申告を担保することが適当

→ 感銘力による抑止効果を期待

○他方で、

・ 差別の助長の抑止

・ いたずらに処罰対象が広がらない工夫

が求められる

## 5 一定の症状を呈する病気等に係る運転免許制度の在り方に関する提言の概要（2）

### 一定の症状を有する者を的確に把握するための方策（2）

#### 自己申告以外の把握方法について

**結論：**自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれが認められる患者について、医師がその判断により任意に届け出る仕組みが必要

○医師に届出を義務付けた場合、

- ・ 医師と患者の信頼関係の毀損による患者の診療拒否や医師離れによる潜在化
- ・ 診断が容易ではないことから、対象となる病気を有する患者の診療を忌避
- ・ 本来免許の取得が可能な者まで過剰に届出

などのおそれがあることから、届出を任意にとどめて医師と患者との信頼関係に配慮しつつ、当該届出を法律上に位置付けることで、守秘義務や個人情報保護法に反することとならないよう法律関係を整理し、医師が対処しやすい環境を整えることが適当

○実効性担保等のため医師団体等によるガイドラインが必要



## 5 一定の症状を呈する病気等に係る運転免許制度の在り方に関する提言の概要（3）

一定の症状の申告を行いやすい環境の整備方策

### 運転免許再取得時における試験の一部免除

**結論：病気等を理由に免許を取り消された者が再取得する場合には試験の一部を免除するなどの負担軽減を図るべき**

- いわゆる「やむを得ず失効」と同様に病気等を理由に免許を取り消された者には帰責性がないという特殊性があることから、「やむを得ず失効」と同様に学科試験と技能試験を免除することによって負担を軽減し、正しい症状申告を促進することが適当
- ただし、長期にわたって自動車等の運転を行っていない者が技能試験や学科試験を経ることなく運転免許を再取得することには道路交通の危険を生じさせるおそれがあるため、運転免許を取り消された日から起算して3年程度に限るとともに、一定の講習を受けなければならないこととするのが妥当

## 5 一定の症状を呈する病気等に係る運転免許制度の在り方に関する提言の概要（4）

病状が判明するまでの間の運転免許の取扱い

病状が判明するまでの間における暫定的な免許停止制度の導入

**結論：**一定の症状を呈する病気等に該当する疑いが客観的事実により認められる場合には免許の効力を暫定的に停止すべき

○道路交通の安全確保の観点から、運転免許を受けた者が一定の症状を呈する病気等に該当する疑いがあると認められる場合においては、都道府県公安委員会は、その者に対し、運転免許の効力を暫定的に停止することができることとするのが適当

○ただし、暫定的な停止処分を行うための要件としては、過去の交通事故歴や医師からの届出等の客観的事実に基づいて一定の症状を呈する病気等に該当する疑いが生じた場合に限定することで、道路交通の安全確保と国民の権利保障の両立を図ることが適当

## 5 一定の症状を呈する病気等に係る運転免許制度の在り方に関する提言の概要（5）

### その他 ・ 制度運用上の改善事項

#### 交通事故情報管理システムの整備

**結論：** 物損事故を含む交通事故情報のデータベース化が必要

物損事故も含む交通事故情報をデータベース化することにより、頻回事故歴者を的確に把握することができるよう、個人情報保護・管理に十分配慮しつつ、全ての都道府県警察におけるコンピュータシステムの整備を推進することが適当

#### 申請時における医師の診断書の提出義務付け

**結論：** 申請時における診断書の提出義務の導入は不適當

申請時における診断書提出制度の実施に当たっては、運転免許申請者に対する負担の問題や実効性の観点から、現時点での導入は困難

#### 家族からの相談を促進するための働き掛け

家族や友人からの相談を通じてその者の運転適性を早期に把握し、適切な措置をとることが可能となることから、さまざまな広報媒体を活用し、家族等からの相談を促進するための更なる広報を徹底するとともに、相談しやすい環境づくり、相談態勢の充実を図っていくことが適当

#### 医師への周知と協力の要請

関係行政機関の協力も得ながら、関連する学会や団体を通じて、医師に対する制度の周知と協力要請を広く呼びかけていくことが適当

#### 運用基準の合理的見直し

最新の医学的知見や国際的標準を踏まえ、実情に合った合理的な見直しを図るべく、引き続き関係する学会等の専門家と協議を実施することが適当

## 第3 警察による交通規制の概要

# 1 交通規制の根拠（法第4条第1項）

都道府県公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、**信号機又は道路標識等を設置し、及び管理して、**交通整理、歩行者又は車両等の通行の禁止その他の道路における交通の規制をすることができる。



都道府県警察が行う交通規制は**要式行為**

← 全ての交通規制はその場で誰にでも分かるものでなければならない



- 内部的に意思決定をしても、それだけでは交通規制の効力は生じない。
- 設置された信号機又は道路標識等が客観的に認知できない場合は、交通規制の効力は生じない。

## 2 交通規制の制度的担保

### 【道路交通法施行令第1条の2】

都道府県公安委員会が信号機又は道路標識若しくは道路標示を設置し、及び管理して交通の規制をするときは、歩行者、車両又は路面電車がその前方から見やすいように、かつ、道路又は交通の状況に応じ必要と認める数のものを設置し、及び管理してしなければならない。

### 【道路交通法第4条第4項】

信号機の標示する信号機の意味その他信号機について必要な事項は、政令で定める。

→ 道路交通法施行令第2条及び第3条

### 【道路交通法第4条第5項】

道路標識等の種類、様式、設置場所その他道路標識等について必要な事項は、内閣府令・国土交通省令で定める。

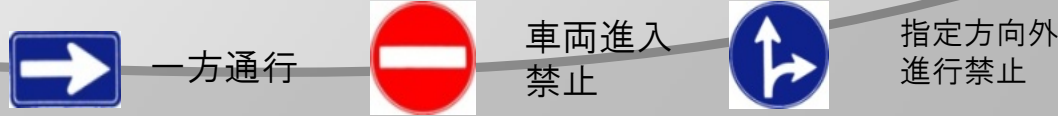
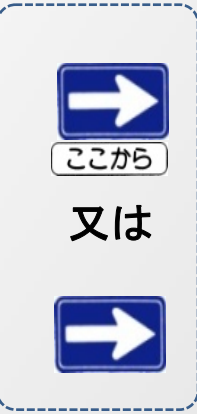
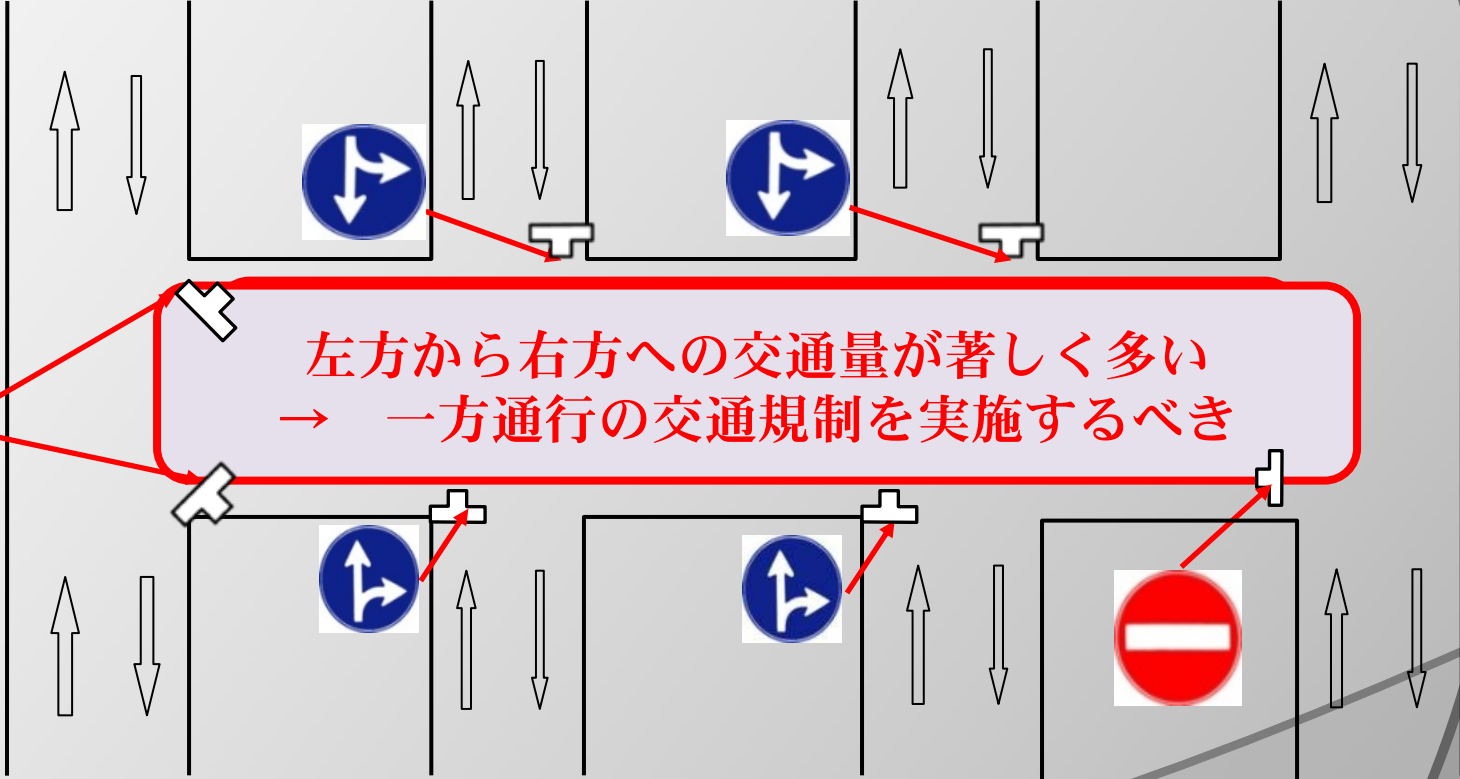
→ 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令



### 3 交通規制実施の流れ



# ※ 交通規制実施の流れ（通行禁止を例に）





## 4 警察署長等による交通規制

### 【道路交通法第5条第1項】

公安委員会は、政令で定めるところにより、前条第1項に規定する歩行者又は車両等の通行の禁止その他の交通の規制のうち、適用期間の短いものを警察署長に行わせることができる。



### 【道路交通法施行令第3条の2】

法第5条第1項の規定により公安委員会が警察署長に行わせることができる交通の規制は、次の各号に掲げる道路標識等による交通の規制で、その適用期間が1月をこえないものとする。

- 一 法第8条第1項の道路標識等  
(以下略)

\* 法第8条第1項の道路標識等とは  
歩行者用道路、一方通行、指定方向外進行禁止等のこと。



※ 原付以上運転者（第1当事者）の通行禁止違反に係る  
交通事故件数（平成13～23年）

	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年
交通事故	392	334	350	337	317	316	286	268	281	252	216
死亡事故	10	5	3	3	6	4	6	2	4	4	3

※ 通行禁止違反

指定方向外進行禁止違反（右・左折を除く）、一方通行違反、  
通行禁止場所通行等